



**往復動内燃機関駆動発電装置—  
第1部：用途、定格及び性能**

**JIS B 8009-1 : 2001**

(JICEF/JSA)

(2006 確認)

平成 13 年 12 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

## まえがき

この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、日本内燃機関連合会(JICEF)/財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

制定に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、ISO 8528-1 : 1993, Reciprocating internal combustion engine driven alternating current generating sets—Part 1 : Application, ratings and performanceを基礎として用いた。

JIS B 8009-1には、次に示す附属書がある。

附属書(参考) JISと対応する国際規格との対比表

JIS B 8009の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS B 8009-1 第1部：用途、定格及び性能

JIS B 8009-2 第2部：機関

JIS B 8009-5 第5部：発電装置

JIS B 8009-6 第6部：試験方法

JIS B 8009-7 第7部：仕様書及び設計のための技術情報

JIS B 8009-12 第12部：非常用発電装置

なお、原国際規格ISO 8528は、さらに次の部によって構成される。

—Part 3 : Alternating current generators for generating sets

—Part 4 : Controlgear and switchgear

—Part 8 : Requirements and tests for low-power generating sets

—Part 9 : Measurement and evaluation of mechanical vibrations

—Part 10 : Measurement of airborne noise by the enveloping surface method

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 13. 12. 20

官 告 公 示：平成 13. 12. 20

原案作成者：日本内燃機関連合会（〒105-0004 東京都港区新橋1丁目11-5 吉野ビル4階 TEL 03-3574-7882）

財団法人 日本規格協会（〒107-8440 東京都港区赤坂4丁目1-24 TEL 03-5770-1573）

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 杉浦 賢）

審議専門委員会：産業機械技術専門委員会（委員会長 岡村 弘之）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省 産業技術環境局標準課 産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 TEL 03-3501-1511(代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文 .....	1
1. 適用範囲 .....	1
2. 引用規格 .....	1
3. 記号及び略語 .....	2
4. 関連する規則及び追加要件 .....	2
5. 一般事項 .....	2
5.1 発電装置 .....	2
5.2 発電所 .....	3
6. 適用基準 .....	3
6.1 運転モード .....	3
6.2 現地基準 .....	4
6.3 単機及び並列運転 .....	4
6.4 始動及び制御モード .....	4
6.5 始動立上がり時間 .....	4
7. 性能分類 .....	5
7.1 分類G1 .....	5
7.2 分類G2 .....	5
7.3 分類G3 .....	5
7.4 分類G4 .....	5
8. 設置条件 .....	5
8.1 設置方式 .....	5
8.2 発電装置の構成 .....	5
8.3 支持方式 .....	6
8.4 機関と発電機間の接続 .....	6
8.5 その他の取付け上の特徴—天候の影響 .....	6
9. 放射・放出 .....	6
10. 標準大気条件 .....	6
10.1 往復動内燃機関の標準大気条件 .....	6
10.2 発電機の標準大気条件 .....	7
10.3 制御装置及び開閉装置の標準大気条件 .....	7
11. 現地条件 .....	7
11.1 周囲大気温度 .....	7
11.2 高度 .....	7
11.3 湿度 .....	7
11.4 砂じん .....	7
11.5 海上の環境 .....	7

( 1 )

	ページ
11.6 衝撃及び振動 .....	7
11.7 化学汚染 .....	8
11.8 放射線 .....	8
11.9 冷却水/冷却液 .....	8
12. 大気条件に適合した出力調整 .....	8
13. 出力の定格の定義 .....	8
13.1 概要 .....	8
13.2 出力の表示 .....	8
13.3 出力の種類 .....	8
14. 運転性能 .....	10
14.1 始動温度 .....	10
14.2 負荷の投入 .....	10
14.3 回転不整率 .....	10
14.4 発電機の温度上昇 .....	10
14.5 燃料及び潤滑油の消費量 .....	10
14.6 最低運転時間 .....	11
14.7 変動率 .....	11
附属書(参考) JISと対応する国際規格との対比表 .....	12
解説 .....	14

# 往復動内燃機関駆動発電装置— 第1部：用途、定格及び性能

Reciprocating internal combustion engine  
driven alternating current generating sets—  
Part 1 : Application, ratings and performance

**序文** この規格は、1993年に第1版として発行されたISO 8528-1, Reciprocating internal combustion engine driven alternating current generating sets—Part 1 : Application, ratings and performanceを翻訳し、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、原国際規格を変更している事項である。変更の一覧表をその説明を付けて、**附属書**に示す。

**1. 適用範囲** この規格は、往復動内燃機関、交流発電機、制御装置、開閉装置及び附属装置で構成される複数の装置を組み合わせた発電装置の種々の用途、定格及び性能の定義を規定する。

この規格は、陸上及び海上用途の往復動内燃機関によって駆動する交流発電装置に適用する。ただし、航空機で使用する発電装置並びに陸上走行車両及び機関車の推進走行のために使用する発電装置には適用しない。

幾つかの特殊な用途(例えば、主要な病院用電源、高層ビルなど)では、追加要件が必要な場合がある。この規格の規定事項は、その基本事項である。

その他の往復動形の原動機(例えば、消化ガスを燃料とする機関、蒸気機関など)でも、この規格の規定事項は、その基本事項である。

発電装置は、この規格に従って、連続、ピーク負荷及び待機供給用電力の発電を行うために用いられる。この規格で規定する分類は、受渡当事者間の指針とするためのものである。

**備考** この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、ISO/IEC Guide 21に基づき、IDT(一致している)、MOD(修正している)、NEQ(同等でない)とする。

ISO 8528-1 : 1993 Reciprocating internal combustion engine driven alternating current generating sets—  
Part 1 : Application, ratings and performance (MOD)

**2. 引用規格** 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、発行年を付記してあるものは、記載の年の版だけがこの規格を構成するものであって、その後の改正版・追補には適用しない。発効年を付記していない引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JIS B 8002-1 往復動内燃機関—性能—第1部：標準大気条件、出力・燃料消費量・潤滑油消費量の表示及び試験方法

**備考** ISO 3046-1 : 1995, Reciprocating internal combustion engines—Performance—Part 1 : Standard reference conditions, declarations of power, fuel and lubricating oil consumptions, and test methodsからの引用事項は、この規格の該当事項と同等である。